

新型インフルエンザ対策について

岩手県内でもインフルエンザ患者が急激に増加していますので、県民の皆様には、感染予防対策に一層努めていただくとともに、適切な受診を心がけていただき、外来医療体制の維持・確保に御協力をお願いします。

なお、本県では、本日（11月2日）から、医療従事者以外の県民の皆様に対しても、新型インフルエンザワクチンの接種が優先対象者から順次開始されることになりましたのでお知らせします。

1 インフルエンザの流行状況と適切な受診について

(1) インフルエンザ様疾患の患者の発生状況（定点当たり報告数）

区分	第39週 (9/21～9/27)	第40週 (9/28～10/4)	第41週 (10/5～10/11)	第42週 (10/12～10/18)	第43週 (10/19～10/25)
岩手県	5.02	4.08	5.52	12.27	29.11
全国	4.25	6.40	12.92	17.65	24.62

出典：感染症発生動向調査週報〔国立感染症研究所〕

- ・ 定点医療機関（全国約4700、本県64）におけるインフルエンザ様疾患の患者発生状況
- ・ 1定点当たりの患者数の平均が1以上の場合「流行」、10以上の場合「注意報」、30以上の場合「警報」と判断

(2) 感染者の急増を踏まえた「県民の皆様へのお願い」

特に休日、夜間など医療提供体制が手薄な時に多数の患者が受診すると、医療機能が麻痺する恐れがあるため、県民の皆様には次の点に留意いただき、外来医療体制の維持・確保が可能となるよう御協力をお願いします。

- ・ 手洗い、うがいの励行や不要不急の外出の自粛など感染予防対策に一層努めること。
- ・ インフルエンザのような症状で医療機関を受診する場合は、院内感染を防止する観点から事前に電話等で連絡し、その指示を受けた後、マスクを着用して受診すること。
- ・ 休日、夜間の診療体制を維持するため、できるだけ平日の日中の受診を心がけること。
- ・ 症状がないにもかかわらず、念のための検査目的での外来受診は控えること。
- ・ 軽症の場合は必ずしも通院する必要はないこと。ただし、呼吸困難、嘔吐、意識がもうろうとしているなど重症化の兆候が見られた場合は、速やかに医療機関を受診すること。

2 新型インフルエンザワクチンの接種について

(1) ワクチン接種の目的、接種対象者及び接種スケジュール

別紙記載のとおり。

(2) 本日（11月2日）から接種が受けられる方

- ・ 妊婦（保存剤を含むワクチンでも接種を希望される方）
- ・ 基礎疾患を有する者のうち、1歳～小学校3年生に相当する年齢の最優先対象者

(3) 接種費用の減免措置

市町村が低所得者に対して費用を助成した場合、国が1/2を、都道府県が1/4を補助。
なお、独自に減免対象者を拡大する市町村もあること。

(4) ワクチン接種に当たっての主な留意事項

- ・ 事前に医療機関への予約が必要であること。
- ・ 「基礎疾患を有する者」に該当するか否かは、国の示す基準に基づき主治医が判断すること。
- ・ ワクチンは段階的に供給されるが、当面は供給量が極めて少なく、優先接種対象者であっても、必ずしも希望どおりの時期に接種を受けられない場合があること。
- ・ 今般のワクチン接種は重症化、死亡の防止を目的としており、感染防止の効果は保証されていないため、接種した場合も引き続き手洗いの励行等の感染防止対策を講じる必要があること。

新型インフルエンザワクチン接種について

～知っていただきたいこと、ご理解いただきたいこと～

岩手県

今回の新型インフルエンザの特徴

感染力は強いのですが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、治療薬(タミフル・リレンザ)が有効です。ただし、基礎疾患(糖尿病やぜん息等)を有する方や妊婦の方は重症化する可能性があり注意が必要です。

目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的としています。

有効性・安全性について

今回の新型インフルエンザワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同様に、重症化や死亡の防止について一定の効果があるとされていますが、感染防止に対しては効果が保証されているものではありません。

また、極めてまれではありますが、重篤な副作用を引き起こす可能性があります。

優先接種者及び接種スケジュールについて

今回の新型インフルエンザワクチンは、当面、提供される量が限定されるため、ワクチン接種の目的に照らし、重症化リスクの高さという観点からより必要性の高い方々に接種の機会が提供されるよう優先接種者と接種のスケジュールを決定したものです。

接種費用

費用は全国一律であり、2回接種の場合、1回目 3,600円、2回目 2,550円(1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円)を接種を受けた方が実費負担することになります。

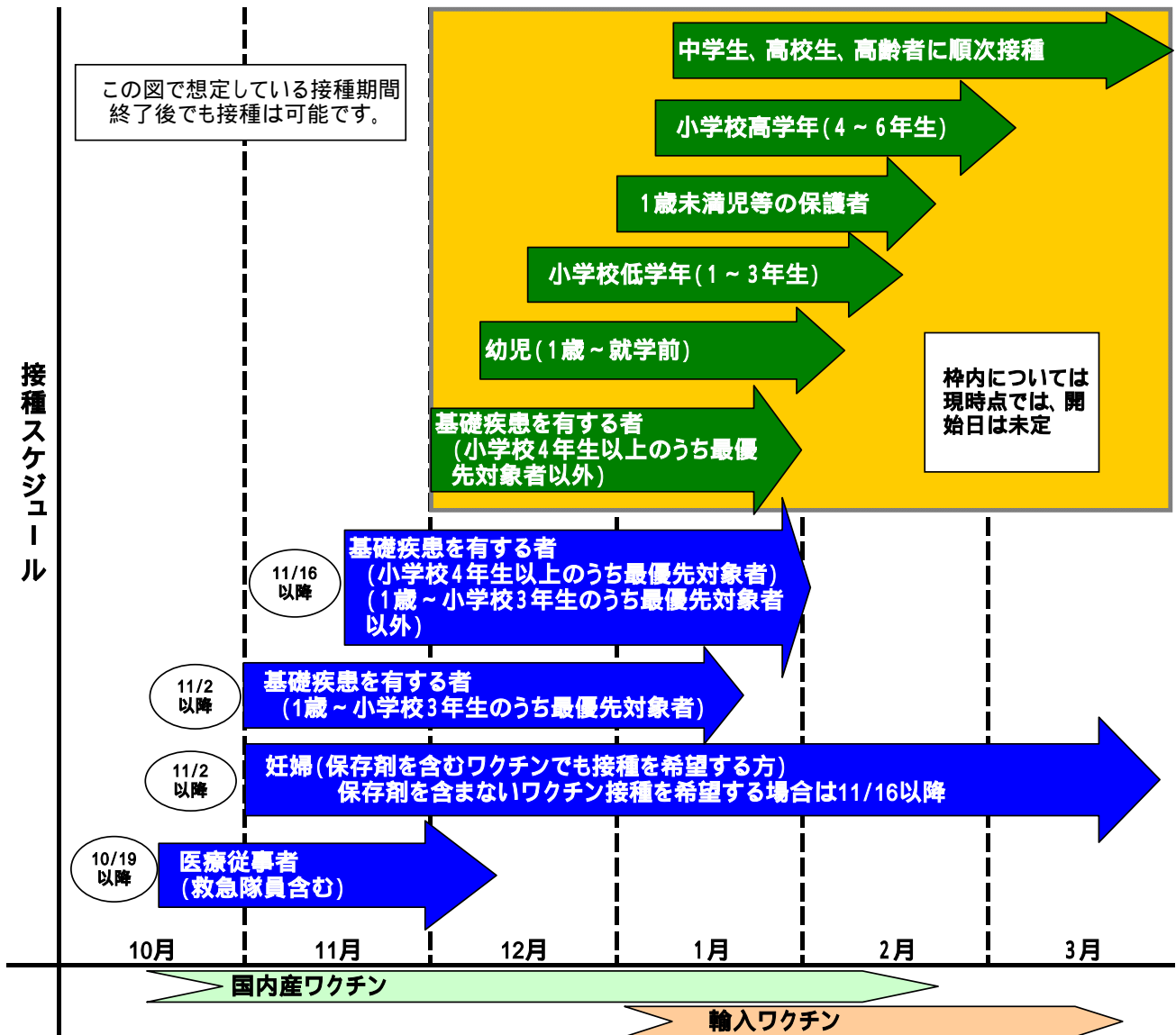
なお、生活保護世帯や住民税非課税世帯の方々などに対する負担軽減措置については、住所地の市町村に確認してください。

接種スケジュール

11月までのスケジュールについては次のとおりです。

なお、12月以降のスケジュールについては、現時点では国の標準スケジュールに準じて進める予定ですが、接種開始日等については下記の点を踏まえて引き続き検討のうえ、具体的な接種日程が確定した都度、公表していきます。

- ・ 11月以降のワクチン配分の時期、本県の配分量
- ・ ワクチン接種率
- ・ 必要な接種回数



妊婦の方へ

妊婦の方の接種開始当初(11月2日以降)に使用されるワクチンは保存剤(チメロサル = エチル水銀に由来する防腐剤)が含まれており、保存剤を含まないワクチンを接種できるのは11月16日以降となります。

ワクチンの接種に当たっては主治医等と相談のうえ選択してください。

チメロサルは、海外で過去に発達障害との関連性が指摘されましたが、最近の疫学研究ではその関連はないとされております【出典：厚生労働省「新型インフルエンザワクチンQ & A(平成21年10月2日時点)」】。

「基礎疾患を有する者」について

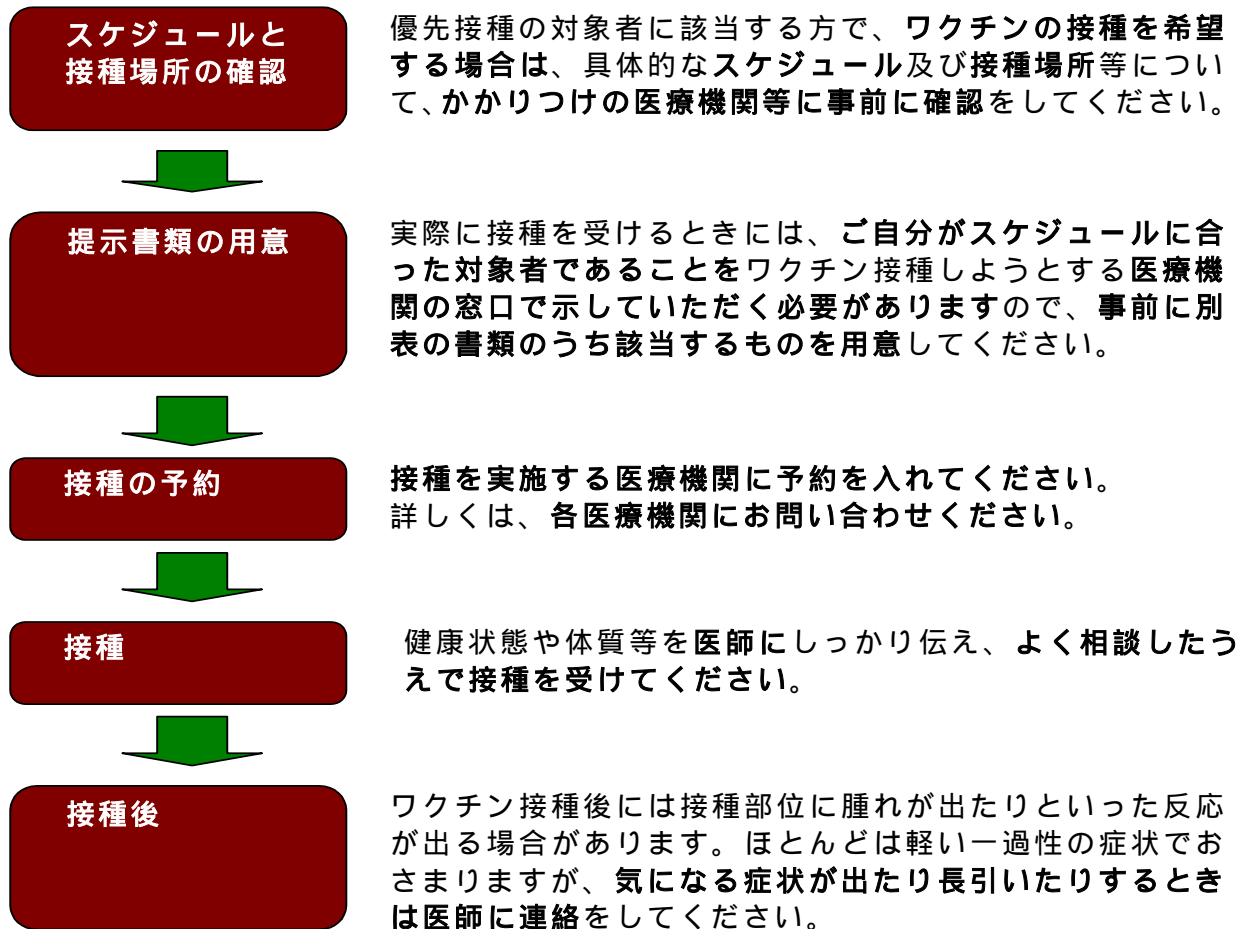
ワクチンの優先対象者となる「基礎疾患を有する者」とは、下記の9分類に示す疾患・状態に当てはまり入院中または通院中の方をいいます。

各分類の中で、ワクチンを最優先に接種する方(最優先対象者)の基準を設け、ワクチンの供給量が十分でない場合は、最優先対象者から順次接種することとしております。

「基礎疾患を有する者」及び「最優先対象者」に該当するかについては、基準を参考に医師が判断します。

基礎疾患の分類	内 容	最優先対象者の基準(概要)
1 慢性呼吸器疾患	気管支喘息や COPD、気道分泌物の誤嚥のリスクのある方(脳性麻痺、認知機能障害、精神運動発達障害等)を含む。	気管支喘息又は COPD(慢性閉塞性肺疾患)で通院中の患者 肺結核、気管支拡張症などの呼吸障害により、平地でも健常者並に歩けない患者など(1)
2 慢性心疾患	血行動態に障害がある方を対象とする。ただし、高血圧を除く。	心不全や狭心症などを有し、日常生活で疲労や動悸などを生じる患者
3 慢性腎疾患	透析中の方、腎移植後の方を含む。	慢性維持透析の患者 腎機能障害の末期で、むくみや疲労などの症状が慢性的に出現している患者 腎移植後患者 腎機能障害が進行し、特に糖尿病や慢性呼吸器疾患、心疾患を合併している患者など(2)
4 慢性肝疾患	慢性肝炎を除く。	肝硬変患者で、倦怠感や黄疸、腹水などが見られる患者など(2)
5 神経疾患・神経筋疾患	免疫異常状態、あるいは呼吸障害等の身体脆弱状態を生じた疾患・状態を対象とする。	免疫異常による疾患(多発性硬化症など)を有する患者 神経疾患(脊髄損傷、パーキンソン病など)で、呼吸障害などを有している患者など(1)
6 血液疾患	鉄欠乏性貧血、免疫抑制療法を受けていない特発性血小板減少性紫斑病と溶血性貧血を除く。	白血病・悪性リンパ腫などの治療中の患者、再生不良性貧血の患者、造血幹細胞移植後半年以降の患者など
7 糖尿病	妊婦・小児、併発症のある方。またはインスリン及び経口糖尿病薬による治療を必要とする方。	他の疾患(3)を合併している患者、妊婦、幼児～高校生の患者、インスリン療法を必要とする患者など
8 疾患や治療に伴う免疫抑制状態	悪性腫瘍、関節リウマチ・膠原病、内分泌疾患、消化器疾患、H I V 感染症を含む。	悪性腫瘍や関節リウマチ・膠原病、消化器疾患などで免疫抑制薬やステロイドを使用している方 副腎皮質ホルモンなどが正常に分泌されない内分泌疾患の患者 免疫不全症候群の患者など
9 小児科領域の慢性疾患	染色体異常症、重症心身障害児・者を含む。	呼吸器疾患(気管支喘息を含む)、心疾患、腎疾患、神経・筋疾患、血液疾患、代謝性疾患、小児がん、消化器疾患、染色体異常症、重症心身障害児・者など
<p>1 過去1年以内に誤嚥性肺炎の既往のある方を含む。 2 その疾患に対して、免疫抑制薬やステロイドをしている患者を含む。 3 慢性心疾患、慢性腎不全、慢性呼吸器疾患など。</p>		

接種までの流れ



< 別表 >

優先接種者等	提示書類	備考
基礎疾患を有する者 (1歳から小学校3年生)	「優先接種対象者証明書」	生活保護世帯等により費用負担軽減を受けようとする場合は、住所地の市町村に必要な手続きについて確認してください。
妊婦	「母子健康手帳」	
1歳から小学校3年生	「母子健康手帳」又は「各種健康保険被保険者証」	
1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」	
優先接種対象者のうち、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	「優先接種対象者証明書」及び「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」	
小学校4年生から高校生に相当する年齢の者	「各種健康保険被保険者証」、「学生証」又は「住民票」	
65歳以上の者	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」又は「住民票」	

「優先接種対象者証明書」は、かかりつけ医療機関以外で接種を受ける場合に、かかりつけ医療機関の主治医から交付を受けてください(無料)。かかりつけ医療機関内で接種を受ける場合は、不要です。

岩手県保健福祉部保健衛生課 電話 019-629-5466
 岩手県公式HP「新型インフルエンザワクチンの接種について」 キーワード「岩手新型ワクチン」で検索してください。